

綾瀬市教育委員会会議録

令和7年2月定例会

令和7年2月13日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教 育 長	長	袴 田 豪	君
教 育 長 職 務 代 理 者		田 中 恵 吾	君
委 員		亀 ヶ 谷 由 美 子	君
委 員		齊 藤 隆 訓	君
委 員		林 紀 美 子	君

事 務 局 職 員

市 民 環 境 部 長	増 田 正	君
生 涯 学 習 課 長	中 島 義 治	君
教 育 部 長	長 谷 川 裕 司	君
参 事 兼 教 育 総 務 課 長	大 矢 博 之	君
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	堺 千 津 子	君
学 校 給 食 セン タ 一 所 長	比 留 川 晋 一	君
参 事 兼 教 育 指 導 課 長	春 木 純 子	君
参 事 兼 教 育 研 究 所 長	渡 邊 倫 康	君

書 記

教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 幹	奥 田 墨 斗
教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 任 主 事	野 尻 裕 一

令和7年綾瀬市教育委員会会議2月定例会議事日程

令和7年2月13日（木）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第2号議案	綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程
日程第3	第3号議案	令和6年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて
日程第4	第4号議案	令和7年度綾瀬市一般会計予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて
日程第5	第5号議案	県費負担教職員の人事について
日程第6	第6号議案	臨時代理の承認について（動産の取得について（案））

報告

日程第7	第1号報告	令和6年度第4回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について
------	-------	--

協議事項

日程第8	協議事項1	教育行政視察の振り返りについて
------	-------	-----------------

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめ御報告をさせていただきます。

本日の会議には、傍聴の申出者がございますが、定員を超えておりませんので、申し出のとおり傍聴を許可いたしましたことを御報告申し上げます。

なお、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

○教育長（袴田毅君）

ただいまの出席者は5名であります。

定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議2月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、林委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

ここで、本日の議事についてお諮りいたします。

「日程第3 第3号議案 令和6年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」及び「日程第4 第4号議案 令和7年度綾瀬市一般会計予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、「日程第6 第6号議案 臨時代理の承認について（動産の取得について（案））」の3件につきましては、綾瀬市議会3月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第4号の規定により、また、「日程第5 第5号議案 県費負担教職員の人事について」は、人事に関するものであるため、同規則第8条第1項第1号の規定により、「日程第7 第1号報告 令和6年度第4回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について」は、個人情報が含まれるため、同規則第8条第1項第3号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。ただいまの5件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求

めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第3号から第6号議案及び第1号報告は、非公開審議とすることに決しました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第2号議案 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第2号議案 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」について、御説明いたします。

始めに、議案書の5ページを御覧ください。

提案理由でございますが、下段に記載のとおり、神奈川県の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正等に伴い、所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するものでございます。

それでは、議案資料の2ページを御覧ください。新旧対照表でございます。

左側が改正案、右が現行となっております。

なお、軽微な文言修正等の御説明は省略させていただきます。

始めに、4ページ・5ページをお開きください。

第11条第3項ですが、これまで、育児又は介護を行う職員その他特別な事情がある職員は、勤務開始時刻及び終了時刻をそれぞれ30分繰り上げ、又は繰り下げができることとなっていましたが、学校の勤務実態に合わせて、最大30分の範囲内で、15分を単位として繰り上げ、又は繰り下げることを可能とするものであります。

次に、第11条第4項ですが、これまで、職員からの申し出があった際に、所属における他の職員との均衡を勘案した上で、所属長は、勤務開始時刻及び終了時刻をそれぞれ1時間30分以内の範囲内で30分を単位として繰り上げ、又は繰り下げができることとなっておりましたが、県立学校職員服務規程に合わせて、繰り下げにつきましては、変更可能な範囲を1時間30分以内から2時間以内へ拡充いたします。

次に、議案資料8ページ・9ページを御覧ください。

第16条の2ですが、神奈川県の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、子育て部分休暇が新設されたことに伴い、休暇取得に関する手続きを追加いたしました。

その他につきましては、文言や規定の整備など、所要の改正を行うものでございます。

議案書の5ページにお戻りください。

上段の附則にございますとおり、施行期日につきましては、令和7年4月1日としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第2号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

3点ほどお伺いしたいと思います。

1点目と2点目については、文言の改正についての理由、もう少し具体的にお聞かせください。

一つが、「校長」を「所属長」と改めた理由。それからもう一つは、今まで「届け出て」が「願い出て」に改正されていると思います。この理由をお聞かせください。

最後の3つ目は、勤務時間が拡大し、融通を利かせているということは、とてもすばらしいことだと思っていますが、もう少し具体的な事例を挙げて説明していただくと、自分の頭の中に入りやすいので、勤務時間を7時間45分ですよね。それを繰り上げた場合、勤務終了時刻はどうなるのか、逆に繰り下げていくとどうなるのか。具体例を挙げて説明していただけないでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

まず1点目、第10条第2項において「校長」を「所属長」に改めているところでございます。

これまで、「校長」と「所属長」の文言が混在している部分がございました。

その中で、本規程では、校長本人を指しているのではなく、承認を行う権限を有する者、決裁権者を指すものとして規定されていることから、文言の整理を図り、「所属長」としたものでございます。

2点目、「届け出て」と、「願い出て」の部分に関してでございます。

県立学校職員服務規程第14条第1項との整合性を図ったものでございます。

年次休暇以外の有給休暇を受けようとする場合には、所属長に願い出て、承認を受けることとされており、届け出ることとされている年次休暇とは取扱いが異なってまいります。

また、本条第4項において、所属長に願い出、または届け出なければならないとしていることから、文言の整理をしまして、「願い出て」というように改めたものでございます。

3点目、第11条第2項「通算時間を8時間30分とし、かつ、その間において7時間45分とする」の部分でございます。

現在小学校が8時25分から16時55分、中学校が8時20分から16時50分を勤務時間として、割り振ってございます。そのうち休憩時間45分を抜きますと、7時間45分が勤務をする時間となります。

例えば中学校の教員が勤務時間を30分繰り下げる場合は、8時50分から17時20分が当該教員の勤務時間となります。以上です。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

よくわかりました。ありがとうございました。

実際に繰り上げや繰り下げを行っている教員は、市内にもいらっしゃいますか。

○教育長（袴田毅君）

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

実際の勤務については各学校で取り扱っているため、具体的に何人とは承知しておりませんが、可能であれば30分ではなくて15分という御希望があったことからこののような形にしておりますので、活用している職員はいると承知しております。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

繰り下がり繰り上げたり、その単位を30分から15分に縮めたわけですよね、素晴らしいと思います。ぜひ広く周知をしていただければと思いました。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

はい、林委員。

○委員（林紀美子君）

はい、新旧対照表の6ページ・7ページの第14条第11項、「子の看護等休暇」ですが、改正前は「子の看護休暇」となっています。なぜ「等」という文言が入ったのか教えていただけたらと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめ御報告をさせていただきます。

本日の会議には、傍聴の申出者がございますが、定員を超えておりませんので、申し出のとおり傍聴を許可いたしましたことを御報告申し上げます。

なお、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

○教育長（袴田毅君）

ただいまの出席者は5名であります。

定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議2月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、林委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

ここで、本日の議事についてお諮りいたします。

「日程第3 第3号議案 令和6年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」及び「日程第4 第4号議案 令和7年度綾瀬市一般会計予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、「日程第6 第6号議案 臨時代理の承認について（動産の取得について（案））」の3件につきましては、綾瀬市議会3月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第4号の規定により、また、「日程第5 第5号議案 県費負担教職員の人事について」は、人事に関するものであるため、同規則第8条第1項第1号の規定により、「日程第7 第1号報告 令和6年度第4回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について」は、個人情報が含まれるため、同規

則第8条第1項第3号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。ただいまの5件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第3号から第6号議案及び第1号報告は、非公開審議とすることに決しました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第2号議案 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第2号議案 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」について、御説明いたします。

始めに、議案書の5ページを御覧ください。

提案理由でございますが、下段に記載のとおり、神奈川県の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正等に伴い、所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するものでございます。

それでは、議案資料の2ページを御覧ください。新旧対照表でございます。

左側が改正案、右が現行となっております。

なお、軽微な文言修正等の御説明は省略させていただきます。

始めに、4ページ・5ページをお開きください。

第11条第3項ですが、これまで、育児又は介護を行う職員その他特別な事情がある職員は、勤務開始時刻及び終了時刻をそれぞれ30分繰り上げ、又は繰り下げが可能となることとなっていましたが、学校の勤務実態に合わせて、最大30分の範囲内で、15分を単位として繰り上げ、又は繰り下げを可能とするものであります。

次に、第11条第4項ですが、これまで、職員からの申し出があった際に、所属における他の職員との均衡を勘案した上で、所属長は、勤務開始時刻及び終了時刻をそれぞれ1時間30分以内の範囲内で30分を単位として繰り上げ、又は繰り下げが可能となることとなっていましたが、県立学校職員服務規程に合わせて、繰り下げにつきましては、変更可能な範囲を1時間30分以

内から2時間以内へ拡充いたします。

次に、議案資料8ページ・9ページを御覧ください。

第16条の2ですが、神奈川県の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、子育て部分休暇が新設されたことに伴い、休暇取得に関する手続きを追加いたしました。

その他につきましては、文言や規定の整備など、所要の改正を行うものでございます。

議案書の5ページにお戻りください。

上段の附則にございますとおり、施行期日につきましては、令和7年4月1日としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第2号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

3点ほどお伺いしたいと思います。

1点目と2点目については、文言の改正についての理由、もう少し具体的にお聞かせください。一つが、「校長」を「所属長」と改めた理由。それからもう一つは、今まで「届け出て」が「願い出て」に改正されていると思います。この理由をお聞かせください。

最後の3つ目は、勤務時間が拡大し、融通を利かせているということは、とてもすばらしいことだと思っていますが、もう少し具体的な事例を挙げて説明していただくと、自分の頭の中に入りやすいので、勤務時間を7時間45分ですよね。それを繰り上げた場合、勤務終了時刻はどうなるのか、逆に繰り下げていくとどうなるのか。具体例を挙げて説明していただけないでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

まず1点目、第10条第2項において「校長」を「所属長」に改めているところでございます。

これまで、「校長」と「所属長」の文言が混在している部分がございました。

その中で、本規程では、校長本人を指しているのではなく、承認を行う権限を有する者、決裁権者を指すものとして規定されていることから、文言の整理を図り、「所属長」としたものでございます。

2点目、「届け出て」と、「願い出て」の部分に関してでございます。

県立学校職員服務規程第14条第1項との整合性を図ったものでございます。

年次休暇以外の有給休暇を受けようとする場合には、所属長に願い出て、承認を受けることとされており、届け出ることとされている年次休暇とは取扱いが異なってまいります。

また、本条第4項において、所属長に願い出、または届け出なければならないとしていることから、文言の整理をしまして、「願い出て」というように改めたものでございます。

3点目、第11条第2項「通算時間を8時間30分とし、かつ、その間において7時間45分とする」の部分でございます。

現在小学校が8時25分から16時55分、中学校が8時20分から16時50分を勤務時間として、割り振ってございます。そのうち休憩時間45分を抜きますと、7時間45分が勤務をする時間となります。

例えば中学校の教員が勤務時間を30分繰り下げた場合は、8時50分から17時20分が当該教員の勤務時間となります。以上です。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

よくわかりました。ありがとうございました。

実際に繰り上げや繰り下げを行っている教員は、市内にもいらっしゃいますか。

○教育長（袴田毅君）

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

実際の勤務については各学校で取り扱っているため、具体的に何人とは承知しておりませんが、可能であれば30分ではなくて15分という御希望があったことからこのような形にしておりますので、活用している職員はいると承知しております。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

繰り下げたり繰り上げたり、その単位を30分から15分に縮めたわけですよね、素晴らしいと思います。ぜひ広く周知をしていただければと思いました。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

はい、林委員。

○委員（林紀美子君）

はい、新旧対照表の6ページ・7ページの第14条第11項、「子の看護等休暇」ですが、改正前は「子の看護休暇」となっています。なぜ「等」という文言が入ったのか教えていただけた

らと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

令和7年4月1日から段階的に施行となる国の改正がございまして、まず名称が「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」に変更されます。

理由としましては、取得事由の拡大となりまして、これまでお子さんの病気やけが、または予防接種、健康診断等が取得事由でございました。これに加えまして、感染症に伴う学級閉鎖、それから入園や入学式、卒園式も、この看護に含まれることから、等という字がつけ加わったものでございます。以上です。

○教育長（袴田毅君）

林委員。

○委員（林紀美子君）

第16条に子育て部分休業が新しく入っているかと思いますが、先ほどお話をいただいたこの産後等休暇との違い、子育て部分休業というものは何なのかお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

これまで、育児部分休業というものがございまして、お子さんが小学校就学に当たるまでの期間で、部分休業を取得できるというものがございましたが、今回の子育て部分休業につきましては、県の制度に合わせ、就学から9歳までに拡大したものでございます。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第2号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第8 協議事項1 令和6年度教育行政視察の振り返りについて」、この件を議題いたします。

本年度は、1月30日に、先進的な取組である「スクールコラボファンド」及び「多様な学びの場づくり」について視察するため、鎌倉市教育委員会へお伺いしてまいりましたので、委員の皆様より、視察を通しての感想などをいただきたいと思います。

それでは、田中職務代理者よりお願ひいたします。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

教育長からお話がありましたとおり、今回の教育行政視察では、「スクールコラボファンド」及び「学びの多様化学校」という鎌倉市の先進的な取組について、学ぶことが出来ました。

どちらも大変興味深く、今後の綾瀬の教育行政を考える上で、多くの示唆を得ることが出来ました。

それでは具体的に振り返っていきたいと思います。

最初に、「スクールコラボファンド」についてです。

この取組は、ふるさと納税を活用して、学校の教育活動を充実させるものです。

令和2年度からスタートし、これまで約3,000万円以上の多額の寄附が集まったということでした。

これだけの寄附を集められた背景には、「鎌倉」という知名度、それから、自然環境、さらには歴史的価値がある町という土地柄がかなり関わっていると思います。

しかし、それだけではありませんでした。

担当の方が地域や企業を訪問し、直接説明しながら、寄附への理解を求めていたことでした。

単に待つだけではなく、積極的に働きかける姿や、たゆまない努力が成果につながっているのだと感じました。

また寄附によって得られた財源を活用し、地域や企業、大学、NPO法人と連携しながら、魅力的で子どもたちがわくわくするような、特色ある教育活動が展開されているとのことでした。

これは、今求められている、社会に開かれた教育課程の実践であり、地域の資源を生かしながら教育の質を高める取組として、大いに参考になるものだと思いました。

次に、「学びの多様化学校」についてです。

この令和7年4月に開校予定の不登校特例校で、神奈川県では2番目の設立になるそうです。

「もっと自分らしく学びたい」、「もっと自分らしく成長したい」という子どもたちの思いに寄り添う学校として、設置が進められていました。

不登校児童・生徒の増加は全国的な傾向であり、綾瀬においても重要な課題であると捉えています。

しかし、このような学校を設置する前に、綾瀬においては、特別支援学級や国際教室、不登校支援教室の環境整備と人的拡充、こちらのほうを優先するべきだと考えています。

さらにはこの4月に設置される予定になっている（仮称）綾瀬市総合教育支援センターの機能を活用しながら、学校への支援を強化することが求められていると思います。

最後に、印象的だったのが、伴走型の教育委員会という考え方です。

鎌倉市では、ピラミッド型の管理的リーダーシップから脱却し、子どもや教員に寄り添いながら、教育行政の質を高めるという方針を掲げています。

この理念は、学校や子どもたちを指導管理するのではなく、支え、伴走する存在であるべきだという視点が強調されていました。

綾瀬市においても、学校や地域と連携しながら、一人一人の子どもを大切にする教育行政を推進していくことが重要と捉えました。

今回の視察を通じて、学ぶべきところは学びながら、さらに綾瀬の教育行政を推進していくために、様々な課題はありますが、さらに前進して取り組んでいくことがとても大切だと痛感した1日でした。以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい、ありがとうございました。

それでは、次に亀ヶ谷委員、お願いいいたします。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

今回の教育行政視察について、私は3つの項目についてお話をさせていただきます。

まずは、「スクールコラボファンド」についてですが、子どもたちの探求的な学びの機会を逃さないために「スクールコラボファンド」を立ち上げ、学校を通してわくわくする学びの場をつくるという最先端の教育システムだと思いました。

事務局の仕事量が増えてしまっていることに対して、「負担感よりもわくわくのほうが大きいです」と笑顔でお話しされていた担当の方がとても印象的で、前向きに捉えて進められている姿勢に感銘を受け、鎌倉の子どもたちのために日々懸命に動かれている姿が想像出来ました。

コーディネート業務により0.6人分の仕事量が増えるそうですが、学校側からやりたいと湧

き上がることに対して、どのくらいコーディネートができるのか、指導主事も市長部局も込みで「提案以上のものを提供できるように楽しくやっています」とお話ししていました。

また、「スクールコラボファンド」による資金は、教育委員会で生み出したものなので、使用目的について議会を通す必要がなく、また、商工会や政治的なことは絡ませず、どこまでも学校と子どもたちが主体ということで、寄附をした側の気持ちをしっかりと受け止めてくれていると感じました。

申請は学年単位、年間で1つまでになるので、子どもたちが何をしたいかを先生にしっかりと探ってもらう必要がありますとのことでした。

また、画期的で持続可能な方法としては、集まった原資を金融機関に委託し、利益を寄附してもらうという「スクールコラボファンドプラス」の取組もすばらしいと思います。

最後に、寄附型自動販売機を実際に拝見し、飲み物を購入しましたが、一本当たりの定額が飲料メーカーから寄附され、設置や置き換えは無料なことや、寄附金の振り込みは自販機会社が行うため手間がないこと、新型に置き換えると電気代も安くなることなどから、綾瀬市にも導入できるのではないかと思いました。

次に「学びの多様化学校」、由比ガ浜中学校についてです。

不登校特例校を設置する件については、私の地元でもあるため、土地が決まるところからずつと気にかけていました。

由比ガ浜に決まり、鎌倉にはよくある埋蔵物発掘が作業を困難にし、それでも令和7年4月に無事開校となるそうです。

定員を超える人数が説明会に来られたそうで、中には入学条件である鎌倉在住をクリアするために、引っ越しを約束する家庭が、入学者33人中3件もあったと知りました。

今後、定員を増やす予定はありますかとお聞きしたところ、当分はありませんとのことでした。各学年10人という人数でまずは始めて、軌道に乗せることが大切なのだと思います。

内装の写真を拝見しましたが、IKEAとのコラボにより、やわらかく明るい色のデザインの家具でそろえられている部屋と、白で統一されている清潔感ある職員室はとても素晴らしいかったです。

一般の中学校より、授業日数を減らし、自分のペースで学べる柔軟な教育課程を編成していく、この特例校は不登校生徒だけでなく、保護者の抱える不安もかなり軽減することができる場所になると思います。

最後に、「鎌倉寺子屋」についてです。

今回、「鎌倉寺子屋」について事前に調べ、いくつか質問をと考えていたものの、時間の関係

で、それは叶わぬ残念でしたが、「寺子屋物語」という素敵な絵本をいただきました。

「複眼の教育」として、保護者や教師だけでなく、地域の方々、文化人、経営者など、多様な視点で子どもたちを育む環境づくりと、多様な可能性を引き出すことを目標にされている認定N P O法人です。

運営は、一般市民からの寄附で賄われ、ホームページには「とりあえず1回支援する」と「毎月支援する」が選べ、寄附金控除についても詳しく説明されていました。

鎌倉市は、「スクールコラボファンド」や「鎌倉寺子屋」の寄附金を見事に使いこなして、子どもたちの教育に活用していることがとてもよくわかり、充実した教育行政視察となりました。ありがとうございました。以上です。

○教育長（袴田毅君）

それでは、齊藤委員お願いします。

○委員（齊藤隆訓君）

まずは鎌倉市の高橋教育長をはじめとする皆さんに御礼を申し上げたいと思います。

「スクールコラボファンド」というのは何ぞやというところで、4月を過ぎてからもプロジェクトイベントができるということは素晴らしいと思っています。

まず、前年度から予算を編成して立ち上げる教育とは違って、自由度が高いという点が素晴らしいと思いながらお話を伺いました。

やはり子どもたちの「こういうことがやりたい」という思いを先生たちに発信してもらって、それを事務局の方やN P O法人の方が逆提案をする、この流れもいいかなと思いました。

子どもたちが全部準備するわけでもなく、先生たちが準備するわけでもなく、とりあえずこのキーワードで、どういうことができるかやってもらうことが素晴らしいと改めて思いました。

ただ課題が2つあると思っていまして、やはりクラウドファンディング、ふるさと納税の制度を活用したということで、最初は教育長たちがどこかに行くたびにアナウンスをしていかなくてはいけない。事務局の人は、やはりお金を集めなくてはいけないというのが、聞いていて大変な労力だと改めて感じました。

もう一つの課題としては、やはり最初の頃は先生からの意見も出てこなくて、事務局からヒアリングを実施するなど、立ち上げに対する労力というのはすごくあるのだろうと感じました。

ただ、少しほっとしたのは、事務局の方に「大変ではありませんか」とお聞きしたところ、「大変は大変ですが、わくわくします」と。やはりこの「わくわくする」ということが、教育には重要なのではないかと感じましたので、綾瀬でもこういうことが可能なのかどうか、これから自分としても調べていきたいと思います。

鎌倉市教育委員会では「Note」で情報発信しているんですね。私もフォローしていますが、今年は1月26日時点で1,500万円の資金が集まっているとお聞きしまして、本当にすごい金額だと思いました。ただ、最初は小さく始めてから大きくしていったとも聞きましたので、今後も調べていきたいと思っています。

学びの多様化学校、不登校特例校については、他の方からもう説明がありましたが、やはりIKEAさんと組んでカラフルな部屋をつくれる。やはりそこは行動力というか、既成概念にとらわれず「何を子どもたちのためにできるのか」というアクションにすごく私としては感銘を受けましたので、綾瀬もそういう「わくわく」と「行動力」、このキーワードでできることを、後方から支援できるようにしていきたいと改めて感じましたので、これから皆さんとともにやっていきたいと思っています。

最後に、このような機会を段取りしていただきました皆さんにお礼の言葉を申し上げたいと思います。本当にどうもありがとうございました。大変刺激になりました。以上です。

○教育長（袴田毅君）

それでは、林委員お願いします。

○委員（林紀美子君）

鎌倉市への行政視察の感想を述べさせていただきます。

私自身初めての行政視察で、たくさんのこと勉強させていただきました。

まず始めに、スクールコラボファンドについてです。

社会に開かれた教育課程の実現に向けて、市の財源とは別に、ふるさと納税の仕組みを活用し、スクールコラボファンドで寄附金を募り、教育委員会が独自に使える教育委員会のお財布をつくったというお話を聞き、「なるほど」と思いました。

児童・生徒、学校からの学びたいという声を実現するために、関心に応じたプロジェクトを行い、教師による普段の指導に加え、専門家を招いて学び、コラボレーションすることができ、子どもたちの中で「自分事」になり、育てたい資質・能力を育成することができるということでした。

スクールコラボファンドの共助により、社会と連携して、積極的にわくわくするような学びの場を支援できるとお話ししてくださいました。

児童・生徒が自分でこれを学びたいと意欲を持ってもらうことは、子どもたちの心に残り、さらなる学びの意欲を持つことができると思いました。

スクールコラボファンドの事務的負担についても教えていただきました。

一つ目はお金集め、二つ目はコーディネート。

特にコーディネートがとても大変で、担当の高橋さんは、教育総務課の業務をしながら行っているとのことでした。

しかし、高橋さんは「大変ですが、学校の要望に答えるために、楽しくお仕事をしています」と笑顔でおっしゃっていたのが、とても印象的で素晴らしいと感じました。

プロジェクトの進め方も詳しく教えてくださり、本当に大変なお仕事だということを知ることが出来ました。

スクールコラボファンドを立ち上げ、実際に運営することはとても大変ですが、それ以上に、子どもたちの学びたい気持ちを伸ばす、素晴らしい事業だと思いました。

鎌倉市の子どもたちはうらやましいなと感じました。

すぐには難しいと思いますが、綾瀬の子どもたちにも、いつかこのような事業をしてあげられたらと思いました。

次に、寄附型自動販売機についてです。

スクールコラボファンドの立ち上げが難しくても、この寄附型自動販売機なら誰でも飲み物を購入することで気軽に寄附ができるので、素晴らしいと感じました。

鎌倉市では現在、市内に12台設置されており、42万円の寄附金が集まっているそうです。

自動販売機は無償で設置することができ、設置者が寄附の割合を決められるそうです。

スクールコラボファンドで寄附というと敷居が高く感じてしまいますが、寄附型自動販売機でしたら、若い方から高齢の方まで、幅広い年齢の方が利用しやすいのではないかと思います。

スクールコラボファンド、教育委員会のお財布の一個として、持続可能な寄附型自動販売機の導入を綾瀬市も考えていただけたらと感じました。

最後に、学びの多様化学校、由比ガ浜中学校についてです。

不登校の子どもたちのために、令和7年4月に開校するとお聞きしました。

最初の説明会には100名の子供たちが参加し、市外からも多数参加したそうです。

定員が30名ということで、前向きに頑張りたいという姿勢、学ぶ意欲、毎日通う意欲など、ここなら通いたいと希望を持っている児童・生徒が対象というコンセプトを伝え、目線を合わせて行ったとのことでした。

こんなにもたくさんの不登校の子がいること、そして、鎌倉市に引っ越してまで、この学校に入りたいと熱望している子がいることに驚きました。

綾瀬市でも不登校の児童・生徒が増えている現在、改めて全ての子どもたちや保護者が安心して学べる場の支援の大切さを感じました。

全体を通して、鎌倉市の取組は大変素晴らしい、発想や行動力に驚かされました。

鎌倉市と同じようにすることは難しいと思いますが、綾瀬市でも取り組めることを少しづつでも行えたらと思いました。

今回は貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。以上です。

○教育長（袴田毅君）

それでは、最後に私の方からも述べさせていただきます。

私の方は、「鎌倉スクールコラボファンド」について、4点お話させていただきます。

まずは感じたことは、1点目は「スピード感」についてです。

この事業が対象としている「探究的な学び」の欲求というのは、いつ子どもに生まれて、それを事前に予測することはすごく難しいと。ただ、芽生えた探求心を即座に受け止めて、常に形にし、できるだけ早く学びを実践していくことが効果的かなと思います。

そういった意味でこの事業は、子どもから生まれた探求心を、すごくスピード感を持って育て、形にしていくことができる素晴らしい事業であると感じました。

2点目はアンケート結果をみてちょっと驚きました。

事業終了後の子どもたちのアンケート。

一つは、「自分たちが動くことで、地域や社会が変わっていくと思う」という項目と、「SDGsは遠い世界の話ではなく、自分と繋がりのあるものだと感じている」と、この2つの項目に、非常に大きな差が表っていました。

今の子どもたちにとって、とてもこの2つは必要な気持ち、考え方だと思っています。

それが確実に育っていることとすごく驚きました。

もちろん、学習の中身が素晴らしいなければ、こういう結果は出ないでしょうが、適切に伴走して、学びを深めていけば、大きな成果が得られるることは間違いないなと感じました。

3点目は、ほかの委員からも出ていましたが、事務局の事務作業についてです。

鎌倉市の事業は、非常に学校にとっては、教員の負担が少なく、探求的な学習の中身に集中できる制度となっていると感じます。

その反面、教育委員会の事務局には相応の負担が生じます。

また、事業資金は、集めるよりも配付する方が大変だというお話もありました。

担当のコーディネート役を務める職員の事務作業も大きくなり、アドバイザー役を務める指導主事の負担もどうしても大きくなってしまいます。

担当者からは確かに、負担感よりもワクワク感が大きいというお話がありましたが、そこにはやはり限界はあるかなと感じました。

持続可能で探求の質を落とさないためにも、事務作業量を精査した上で、事業を始めることが

大切だと感じました。

4点目は探求のテーマについてです。

綾瀬市の子どもも鎌倉市の子どもも、「探求心」に大きな違いはないと思っています。

この学びは、どんな探求をするか、そのテーマ選択によって効果が大きく違ってくると思います。

学びの質を高めるためには、探究的な学びの必要性と重要性を教員がしっかりと理解すること、子どもが大きく成長できるテーマを子ども自身が見つけること、そういう仕組み・仕掛けをしっかりとつくることが、この事業の最も重要なポイントであると思いました。

事業の成功は、現場の先生の伴走の仕方にもかかっていると思います。

そういった意味で、探究的な学びの必要性と重要性を、多くの教員がしっかりと理解していく必要があると思いました。

最後になりますが、現状でなかなかすぐに同じような事業を開始することは難しいと感じています。

働き方改革が進み、市教委も学校も、負担感よりもワクワク感を感じられるようになった時に、綾瀬市なりの事業の形ができるのではないかと思っています。

その時は、ものづくりのまち、あるいは基地のあるまち、農業も頑張っているまちなど、そういった綾瀬の特色を生かしながら、この学びを深められる事業の構築を目指したいと思っています。以上です。

それでは、皆様の感想などを踏まえまして、教育行政視察について御意見などがございましたらお願いいたします。

(質疑等の有無確認)

○教育長（袴田毅君）

ないようですので、協議事項1を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

なお、再開後の審議につきましては非公開審議となりますので、傍聴者におかれましては、御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外の退席)

○教育長（袴田毅君）

それでは会議を再開いたします。

「日程第3 第3号議案 令和6年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に

係る意見の申入れについて」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願いいいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第3号議案 令和6年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」、御説明いたします。

秘密会議案書の3ページを御覧ください。

提案理由でございますが、中段に記載のとおり、令和6年度の教育委員会に係る補正予算案を市議会3月定例会へ上程するため、綾瀬市長へ意見の申し入れをいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により提案するものでございます。

補正予算の概要でございますが、大きく分けて2つございます。

一点目は、令和7年度に実施予定しておりました、4件の学校施設改修工事について、国より令和6年度補正予算（案）への事業前倒しの打診があり、国庫補助金を確実に確保するため、令和6年度事業として予算を補正するものでございます。

二点目は、学校施設再整備方針・長寿命化計画改訂業務委託について、本業務を進めていく中で、市の公共施設全体を見据えた政策的な判断が必要となったことにより、本業務期間内である今年度中の完了が困難となりました。

このことに伴い、令和7年度におきましても、市の公共施設再編計画と連携を図りながら、学校施設の再整備方針の検討を進めていくこととなりますことから、令和7年度に学校施設再整備方針・長寿命化計画改訂業務委託の予算が執行できるよう、繰越明許費を設定するものでございます。

それでは、4ページを御覧ください。「第1表 岁入歳出予算補正」でございます。

上段の「1 岁入」を御覧ください。

今回補正を行うのは、歳入予算のうち「16款 国庫支出金」を7,835万1,000円、「23款 市債」を2億9,910万円、それぞれ増額するもので、教育費全体では、3億7,745万1,000円の増額でございます。

次に、中段の「2 岁出」でございます。

今回補正を行うのは、歳出予算のうち、「10款 教育費」、「2項 小学校費」を1億2,928万円、「3項 中学校費」を2億4,843万円、それぞれ増額するもので、教育費全体では、3億7,771万円の増額でございます。

次に、6ページ・7ページを御覧ください。

ただ今、説明いたしました補正予算の内容について、「歳入歳出補正予算事項別明細書」に記載してございます。

まず、上段の歳入予算の内訳でございます。

「16款 国庫支出金」、「2項 国庫補助金」、「6目 教育費国庫補助金」につきましては、「学校施設環境改善交付金」として「2節 小学校費補助金」を2,903万5,000円、「3節 中学校費補助金」を4,931万6,000円それぞれ増額するもので、合計で7,835万1,000円増額させるものでございます。

「23款 1項 市債」、「7目 教育債」につきましては、小・中学校の改修工事に係る市債の借り入れでございますが、「義務教育施設整備事業債」として、「1節 教育総務債」を2億9,910万円増額させるものでございます。

次に下段の歳出予算の内訳でございます。

「10款 教育費」、「2項 小学校費」、「1目 学校管理費」につきましては、「12節 委託料」を431万円、「14節 工事請負費」を1億2,497万円、合計で1億2,928万円増額させるものでございます。

「10款 教育費」、「3項 中学校費」、「1目 学校管理費」につきましては、「12節 委託料」を862万円、「14節 工事請負費」を2億3,981万円、合計で2億4,843万円増額させるものでございます。

教育費全体では、3億7,771万円の増額でございます。

4ページにお戻りください。

下段の「第2表 繰越明許費補正」でございますが、先ほど、概要でふれましたが、国から打診のあった事業の前倒しは今回の令和6年度補正予算に計上いたしますが、実際の工事は令和7年度中に実施するため、令和6年度予算を令和7年度予算に繰り越して執行できるようにするとともに、年度内の完了が困難となった、「学校施設再整備方針・長寿命化計画改訂業務委託」についても、委託期間を延長できるよう、それぞれ繰越明許費に追加するものです。

次に、5ページを御覧ください。

「第3表 地方債補正」につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました学校施設の改修工事を今年度予算に前倒しすることに伴い、その財源となる義務教育施設改修事業の借り入れ限度額を2億9,910万円増額し、6億390万円とするものでございます。

最後に、8ページ・9ページを御覧ください。

地方債の現在高の見込みの調書といたしまして、今回の市債の補正額2億9,910万円を増額した後の令和6年度現在高見込み額を記載しております。

以上、教育委員会の補正予算についての説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第3号議案に関して、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

意見になりますが、「第2表 繰越明許費補正」の資料、今年は手持ち資料としてつけていた
だいたのですが、素晴らしくわかりやすくて、本当に助かりました。ありがとうございます。以
上意見です。

○教育長（袴田毅君）

事務局への感謝という事で。

他はいかかでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第3号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第4号議案 令和7年度綾瀬市一般会計予算・教育委員会関係予算（案）に係る
意見の申入れについて」、この件を議題といたします。

それでは審議に入りますが、説明は教育部長より教育委員会全体、その後各所属長より所管課
の説明をお願いいたします。

では、始めに教育部長、お願ひいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第4号議案 令和7年度綾瀬市一般会計予算・教育委員会関係予算（案）に係る
意見の申入れについて」、御説明いたします。

提案理由でございますが、中段に記載のとおり、令和7年度の教育委員会に係る、当初予算案

を市議会3月定例会へ上程するため、綾瀬市長へ教育委員会の意見の申し入れをいたしましたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定により提案するものでございます。

令和7年度予算につきましては、これまで、令和6年12月及び令和7年1月の教育委員会会議協議会で、各課等の主な事業について説明をさせていただいておりますが、ここで予算案がまとまり、市議会3月定例会で予算の審議が始まりますので、教育委員会関係予算について、前年度と比較し大きく増減があったものなど、概要を説明させていただきます。

なお、生涯学習課が市長部局に移管されたことに伴い、令和4年度当初予算より、公民館や図書館、市民文化センター等の権限が移管された事業等に係る予算は、この教育委員会関係予算から除いております。

社会教育分野など、一部教育委員会に権限が残る事業等に係る予算につきましては、これまでと同様に教育委員会関係予算に含めて計上しております。

それでは、秘密会議案書の12ページを御覧ください。

令和7年度の教育関係予算の歳入につきましては、最下段の総計欄にございますとおり9億5,224万円余と、令和6年度と比較し1億9,590万円余の増となっております。

大きな増減要因といたしましては、「16款 国庫支出金」のうち「2項 国庫補助金」、「6目 教育費国庫補助金」について、小・中学校の空調設備に係る燃料費・光熱費について、前年の実績により算定される燃料費等の補助金について、令和6年度の価格の高騰により、令和7年度は補助額が増額となる見込みであること、また、綾西小学校空調設備機能復旧工事、綾瀬中学校空調設備機能復旧工事等を計上したことにより、「1節 教育総務費補助金」が847万円余、「2節 小学校費補助金」が8,693万円余の増額、「3節 中学校費補助金」は5,257万円余の増額となり、合計で1億4,797万円余の増額となっております。

国庫支出金全体では、1億3,000万円余の増となっております。

「23款 市債」につきましては義務教育施設の整備事業に充当する市債でございます。

小学校体育館空調設備設置工事や綾西小学校空調設備機能復旧工事、綾瀬中学校空調設備機能復旧工事等を計上したことにより、4,480万円の増額となっております。

以上が、歳入でございます。

次に、13ページの歳出でございます。最下段の総計を御覧ください。

教育費全体では31億2,759万円余と、前年度と比較し2億8,973万円余の増となってございます。

増減が大きいものといたしましては、「10款 教育費」、「1項 教育総務費」、「2目 事務

局費」が、職員給与費や会計年度任用職員の賃金単価の上昇により6,316万円の増となって いるほか、「3目 教育指導費」では、中学校教科書採択に伴う教師用教科書・指導書の購入が 完了したことなどにより5,177万円の減、「5目 教育研究所費」では、小学校への校内教 育支援教室環境整備の完了に伴い、消耗品・備品購入費が減になったものの、(仮称) 総合教 育支援センター整備事業費を新たに計上したことなどにより、2,639万円余の増となってお ります。

次に、「2項 小学校費」でございますが、綾瀬市立小学校体育館空調設備設置工事、綾西小 学校空調設備機能復旧工事等を実施いたしますことから、1億9,533万円の増となっており ます。

以上が歳出でございます。

教育委員会関係予算についての概要は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

続きまして、各所属長より、説明をお願いいたします。

始めに教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長（大矢博之君）

それでは、教育総務課から説明させていただきます。

議案資料の6ページを御覧ください。

上段のNO.4、小学校施設維持管理経費でございますが、小学校施設を維持管理するための 経費になります。

前年度と比較して、1,528万8,000円の増となっておりますが、民間施設を活用した 水泳授業指導委託業務の学校を2校から来年度は3校に増やしたこと、また、光熱水費の実績額 に物価上昇分を見込んだことによるものです。

また、7ページのNO.7、中学校施設維持管理経費につきましても、光熱水費の増を見込 うことから、全体で982万1,000円の増となってございます。

次に、6ページ中段のNO.5、小学校改修事業費を御覧ください。

児童の安全に配慮した学校施設の改修を行い、教育環境を充実させるための経費になります。

小学校体育館空調設備設置工事につきまして、令和7年度は小学校5校に、夏休み期間を利用 して空調設備を設置します。

来年度の設置工事によって、全ての小・中学校の体育館に空調設備の設置が完了となります。

また、学校施設再整備方針・長寿命化計画の短期計画に基づき、令和6年度からの継続事業と して、綾西小学校の空調設備機能復旧工事を計上しています。

次に、7ページを御覧ください。

中段のNO. 8、中学校施設改修事業費ですが、小学校と同様に計画に基づき、中学校施設の改修工事を実施するための経費になります。

令和7年度は、防衛省の補助金を活用して綾瀬中学校A棟空調設備機能復旧工事を行います。

小・中学校の改修工事につきましては、3月補正予算で計上した改修工事を含め、老朽化する学校施設の改修・及び修繕に努めてまいります。

以上、教育総務課の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○教育長（袴田毅君）

続いて学校教育課長、お願いいたします。

○学校教育課長（堺千津子君）

それでは、学校教育課が所管いたします令和7年度当初予算の概要につきまして、学務担当、次に学校給食担当の順で御説明をさせていただきます。

議案資料8ページのNO. 3、教職員健康診断経費を御覧ください。

本事業は、健康診断やストレスチェック、長時間時間外勤務を行った教職員への面接指導を実施することにより、教職員の心身の健康の保持増進を図るものでございます。

令和7年度は、教職員定期健康診断の受診者数の増が見込まれることにより、21万8,000円の増額となっております。

次に、議案資料9ページのNO. 4、学務管理経費を御覧ください。

本事業は、学務事務を円滑に推進するための事業でございます。

これまで職員が作成した内製システムにより、教職員の勤怠管理を行ってまいりましたが、教職員の勤務時間を多角的に把握し、業務量の適切な管理の強化を図るため、令和7年度より新たに勤怠管理システムを導入いたします。

令和7年度は、勤怠管理システムの導入に係る経費及び使用料を予算計上しておりますことから、全体で465万8,000円の増額となっております。

次にNO. 5、要保護及び準要保護児童・生徒就学援助事業費を御覧ください。

本事業は経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費など就学に必要な経費の一部を援助するものです。

令和7年度は、援助対象経費の一つである学校給食費の単価が増額となる予定ですが、給付対象者が今年度予算と比較して減少する見込みとなりますことから、全体としては327万円の減額となっております。

次にNO. 6、特別支援教育就学奨励事業費を御覧ください。

本事業は小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育を奨励するため、学用品費など就学に必要な経費の一部を援助するものです。

本事業の援助対象経費は、国が定める補助対象限度額に準拠しておりますが、令和7年度は、援助対象経費のうち、修学旅行費や新入学児童生徒学用品費購入費等の単価が増額となるほか、給付対象者の増加が見込まれることから、今年度と比較して107万5,000円の増額となっています。

次に、議案資料10ページのNO.8、奨学金給付事業をごらんください。

本事業は、経済的な理由で高等学校等での就学が困難な者に対して、就学を奨励するために、奨学金を給付する事業でございます。

令和7年度は給付対象者が増加する見込みでありますことから、63万円の増額となっております。

次に、会計年度任用職員の任用についてでございます。

議案資料23ページのNO.7、小学校少人数指導等支援教員を御覧ください。

本事業は少人数指導等を実施する小学校に非常勤講師を配置する事業でございます。

平成24年度に、県の加配が減員となったことにより、市費負担非常勤講師を3名配置していましたが、令和5年度に県の加配人員がさらに減員となりましたことから、新たに2名の市費負担非常勤講師を配置しております。

令和7年度も同様に、5名の市費負担非常勤講師を任用するものでございます。

次にNO.8、中学校少人数指導支援教員をごらんください。

本事業は、1日5時間30分、週5日勤務の市費負担非常勤講師を任用し、1学年から3学年までの各学年において、数学と英語の少人数指導の充実を図るものでございます。

令和7年度は今年度と同様、17名の市費負担非常勤講師を任用してまいります。

小学校及び中学校の少人数指導につきましては、学習環境の整備や指導方法の工夫を図り、一人一人への丁寧な指導を心がけてまいります。

次に議案資料のNO.9、学び舎サポーターを御覧ください。

本事業は、放課後及び長期休業期間において、市費負担非常勤講師を任用し、高等学校等への進学に不安を抱えている生徒が、自らの進路を選択できる力を養えるよう学習のつまずきの解消や基礎学力の向上を図るための事業でございます。

現在中学校で少人数指導を行っている市費負担非常勤講師を、本事業において、学び舎サポーターとして任用し、平日の放課後に1時間程度、長期休業期間に2時間30分程度の学習支援を実施しております。

令和7年度も引き続き、17名の学び舎サポーターを任用し、生徒の個々の状況に寄り添った、きめ細やかな支援を行える環境を整備してまいります。

なお、会計年度任用職員に係る予算につきましては、今年度と比較して賃金単価が増額となつておりますことから、令和7年度予算では、学務担当が任用いたします全ての会計年度任用職員に係る予算額が増額となっております。

学務担当が所管いたします事業の補足説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

続いて学校給食センター所長、お願いします。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

それでは、学校教育課学校給食担当学校給食センターの当初予算につきまして説明させていただきます。

議案資料の8ページを御覧ください。

上段のNO. 1、学校給食運営経費でございます。

これは学校給食センターの運営を効率的かつ適正に実施し、安全で安心な学校給食を提供するための経費でございます。

学校給食の実施に伴う消耗品、備品購入、学校給食の調理及び配達の委託業務の費用のほか、令和6年度4月からの学校給食費の公会計化に伴い、給食用の食材購入費である賄材料費を計上しております。

令和7年度予算につきましては、6億2,302万7,000円、令和6年度予算に対しまして、1,742万1,000円の減額となっております。

減額の主な要因といたしましては、児童・生徒の減少に伴う賄材料費の減額によるものでございます。

また、賄材料費に関連しまして、財源内訳の中で、国庫支出金の金額が9,219万6,000円ほど計上されております。

こちらは、令和6年度にも実施しております学校給食の半額補助を、令和7年4月から令和8年3月までの1年間限り実施するため、半額補助分の一部が国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金から、財源として充当されるものでございます。

次に、中段のNO. 2、学校給食センター維持管理経費でございます。

こちらは学校給食センターの施設維持管理及び法定検査を執行するための経費でございます。

光熱水費のほか、施設設備を適切に維持管理するための経費でございます。

令和7年度予算につきましては、9,230万1,000円と、令和6年度予算に対しまして

2, 914万3, 000円の増額となっております。

増額の主な要因といたしましては、学校給食センターの調理器具等の経年劣化に伴う物件修繕料の増額によるものでございます。

続きまして23ページを御覧ください。

上段のNO. 6、学校給食センターにおける会計年度任用職員でございますが、令和6年度と同様、各小・中学校に給食配膳業務に従事する職員として、小学校25人、中学校12人を配置してまいります。

以上、学校給食センターの説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

続いて教育指導課長、お願いします。

○教育指導課長（春木純子君）

それでは、教育指導課の当初予算を説明させていただきます。

議案資料の11ページを御覧ください。

上段のNO. 1、教育指導管理経費でございます。

これは、児童・生徒の学習環境を整備支援するための経費でございます。

主な経費といたしましては、学校事故に係る保険料や修学旅行等宿泊行事における看護業務委託料のほか、学校教材等引き落とし手数料負担事業補助金がございます。

なお、令和6年度予算に対して5, 238万5, 000円の減額となっておりますが、これは4年に1度の周期で行われています。中学校の教科書の採択替え及び児童・生徒への一人1冊配本事業の終了が主な理由となっております。

児童・生徒の学習環境の充実を図っていくとともに、保護者への負担軽減を図ってまいります。

次に、12ページを御覧ください。

中段のNO. 5、障害児童・生徒就学支援事業費でございます。

これは、障害児童・生徒の就学支援のため、就学指導委員会を開催するとともに、修学旅行等宿泊行事に介助員を配置するなど、障害児童・生徒に対し適切な就学指導、支援を行うための経費でございます。

令和6年度予算に対して247万9, 000円の減額となっておりますが、これは主に宿泊行事に係る介助業務について、当初予算見積りの結果、例年同様の仕様内容に対し、宿泊行事に係る介助業務委託料が減額したためでございます。

これまでと同様、個々に応じたきめ細かい指導を適切に行っていきたいと考えております。

下段のNO. 6、校外活動補助事業費でございます。

これは、中学校部活動を振興奨励するための経費でございます。

令和6年度予算に対して511万4,000円の増額となっておりますが、これは主に中学校部活動の地域移行に伴う地域クラブモデル事業開始による指導者などへの謝金及び部活動振興会補助金の増額によるものでございます。

地域移行が円滑に進められる体制を構築し、中学校部活動の地域による運営を目指してまいります。

最後に24ページを御覧ください。

任用は職員課で行っておりますが、教育指導課に配置される会計年度任用職員となっております。

おおむね令和6年度と同様に配置してまいります。

以上、教育指導課の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

続いて、教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

それでは、令和7年度当初予算のうち、教育研究所所管の事業について主なものを御説明させていただきます。

15ページを御覧ください。

下段のN.O. 3、教育研究研修事業費でございますが、ここでは、教育課題等の解決と教員の資質の向上を図るための各種研究及び研修講座に係る経費及びオンライン教材を活用した学力向上のための経費を計上しております。

次年度は、拡充事業といたしまして、AI型オンライン学習ドリル・授業支援ソフトを導入いたします。

高度なAIを搭載したオンライン学習ドリルを導入し、児童・生徒の自学自習において、一人一人の学習状況や、得意・苦手のデータを集約し、個々の理解度に合わせた問題の出題や解説等、きめ細やかな学習支援を行います。

また、各タブレット端末への資料配付や、児童・生徒が入力した資料の共有等が行える授業支援ソフトを併せて導入します。

令和7年8月まで現行のオンライン学習ドリルを活用し、9月から新しいオンライン学習ドリル・授業支援ソフト導入します。

予算としては、1,200万円を計上しております。

続いて、16ページを御覧ください。

下段のNO. 6、(仮称) 総合教育支援センター整備事業でございます。

本市独自の支援・連携機能を維持・確保するため、運営方法と建物内部の部屋割り等を定めるため、現在策定中の基本計画に基づき、改修工事の実施設計を策定します。また、内装等の修繕を行います。

実施設計策定後、改修工事、備品等の購入を行い、支援環境を整え、(仮称) 総合教育支援センターを開設します。

続きまして、17ページを御覧ください。

上段NO. 7、新規事業の就学前日本語プレスクール事業費でございます。

外国につながりがある日本語指導が必要な児童・生徒が増加している中、小学校入学時に日本語がほとんど話せず、日本の文化や生活習慣に初めて接する児童も増えているため、学校生活に円滑に適応できるよう支援を行う必要があります。

そのため、小学校入学前の1月から3月まで、週2回・全24回、1日2時間、就学前日本語プレスクールを委託で実施いたします。

就学時健康診断で日本語能力の測定を行い、日本語指導が必要と判断された未就学児に対し、保護者への案内を経てプレスクールを実施し、学校生活に円滑に適応できるよう支援を行います。

中段のNO. 8、小学校ICT化推進事業費でございます。

ICT環境を充実させ、情報教育及び教職員の校務効率化を推進するための経費でございます。

ICTに関する消耗品や、校務パソコンなどの修繕費、教員の校務用パソコンや昨年度更新したプロジェクターのリース料などの経費となっております。

予算の増額理由といたしましては、新しいタブレット端末の賃貸借による増、ネットワーク増強による設定業務委託、タブレット廃棄委託などにより予算が増額となっております。

現行のタブレット端末につきましては、令和2年度末から導入しており、5年が経過するため、令和7年10月頃より新タブレット端末をリースで導入します。

なお、導入費用については、児童・生徒分と予備機の2/3については、補助金が直接リース会社に支払われるため、残りの1/3の金額分のリース料を計上した金額になります。

タブレット端末につきましては、現行のWindows端末からChromebookへと切り替えを行います。

切り替えの理由といたしましては、Windows端末の場合、デスクトップ画面が開いてから様々なソフトウェアが起動し、各ソフトウェアがネットワークにアクセスするため、ネットワーク負荷が大きく、学年の全クラスの児童・生徒が同時に利用するとネットワークが遅くなってしまう事などがありました。

Chromebookに変更した場合、このネットワーク負荷が発生しないため、起動直後のネットワーク負荷を抑えられ、大人数でのタブレット端末の利用が安定する見込みなどの理由から変更を予定しております。

下段NO. 9の小学校不登校支援事業費でございます。

今年度より、全小学校に設置した校内教育支援教室で、不登校や不登校傾向の児童の支援を行い、学校への復帰及び不登校の未然防止を図るための事業になります。

不登校等支援員を全小学校に配置し、不登校や不登校傾向の児童の支援を行うとともに、オンライン学習教材デキタスを今年度同様、50ライセンス導入し、学習の質の向上及び学力の保障を図ってまいります。

予算の減額理由となりますが、今年度、カーペットやパーテーション等を購入し、校内教育支援教室の環境整備が終了した事に伴い、予算が減額となっております。

続きまして、18ページを御覧ください。

上段NO. 10の中学校ICT化推進事業につきましては、先ほど御説明した小学校ICT化推進事業費と同じ内容になりますので、説明は割愛させていただきます。

下段のNO. 11の中学校不登校支援事業費でございます。

こちらも先ほど御説明した小学校不登校支援事業費と同様の事業となりますが、中学校につきましては、引き続き、オンライン学習教材デキタス100ライセンス分に加え、今年度、小学校で実施した校内教育支援教室の環境整備を行います。

小学校とは異なり、主に学習を行うための環境を整備するため、椅子、パーテーション、机を整備する予定であり、消耗品112万9千円、備品153万2千円を予算計上しており、予算が増額となっております。

続いて会計年度任用職員についてでございます。

25ページを御覧ください。

臨床心理士の資格のある心理相談員を教育研究所、学校、教育支援教室に配置し、児童・生徒に関わる発達心理等の相談業務を行っております。

今年度、小学校派遣の日数を、5日拡充しており、次年度につきましても、今年度と同様の体制で対応してまいります。

また、社会福祉士の資格のあるスクールソーシャルワーカーにつきましても、今年度より週3日、拡充しております。

県派遣のスクールソーシャルワーカー派遣と合わせ、大規模中学校に週2回、その他の中学校に週1回、小学校派遣対応として、教育研究所に週5日の体制で対応してまいります。

予算の減額につきましては、本来不要であった期末手当が予算計上されており、期末手当を削除した予算を計上した事による減となっております。

なお、勤務日数については今年度と同じ日数分を確保しております。

児童・生徒に関わる生活、学習、進路等の相談業務のための一般相談員を、今年度同様、教育研究所に1名、教育支援教室に4名配置いたします。

ICT支援員、ICT補助員につきましても、今年度と同様の配置となっております。

最下段の不登校等支援員につきましては、不登校や不登校傾向の児童に対応するため、朝の登校支援や、教室へ直接入室が難しい児童の対応などの支援を行い、不登校の未然防止、学校への復帰及び学級担任等の負担軽減を図ってまいります。

予算減となっておりますが、こちらにつきましても、本来不要の期末手当が計上されており、期末手当を削除した予算を計上した事による減となっております。

配置人数、時間については、今年度と同様になっております。

なお、中学校へは、県費負担の支援員が今年度と同様、引き続き配置される予定となっております。

教育研究所は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

続いて生涯学習課長、お願ひいたします。

○生涯学習課長（中島義治君）

それでは、生涯学習課が所管いたします令和7年度教育委員会関係当初予算の説明をさせていただきます。

議案資料の19ページを御覧ください。

生涯学習課は7つの事業がございますが、その中で、予算額に増減のある事業について御説明いたします。

始めに、上段のNO.1、生涯学習振興基金積立金でございますが、生涯学習の振興に必要な事業資金に充てるための積立金となってございます。

こちらの増額分につきましては、定期預金と普通預金の利率の上昇を見込んだものとなってございます。

次に、中段のNO.2、家庭教育推進事業費でございますが、小学1年生に希望する本1冊をお届けするセカンドブック事業分につきまして、減額となってございます。

平成25年度から実施してきたものでございますが、教育委員の皆様もよく御存じのとおり、ここ数年で学校図書館が充実してまいりました。

各家庭に1冊の本を届けるといった手法よりも、毎日、児童・生徒に身近な学校図書館を充実させ、子どもたちがより多くの種類の本に触れられ、様々な学びと継続的な読書活動につながるといった観点から、現在も実施しておりますが、学校図書館への配本、また、電子図書の普及など、市立図書館にある図書をさらに活用し、配本の貸し出し冊数を増加させるなど、学校図書館への支援をはじめ、子どもたち自身が本に出会う機会や親子で本に親しむ機会を提供する取組を引き続き検討してまいります。

なお、子どもへの読書活動の推進につきましては、市長権限の業務として、お手元の資料に掲載はございませんが、図書館でのブックスタート事業として4か月から5か月児検診時にお気に入りの本を1冊プレゼントしております。

その他、様々なおはなし会や読み聞かせ講座、子育て支援センター、幼稚園、保育園、児童館などへ配本やおはなし会といった各機関と連携した取り組みにより、引き続き着実に推進してまいります。

次に下段のNO. 3、社会教育管理経費でございますが、生涯学習を推進するために必要な委員報酬をはじめとする経費でございます。

令和7年度は、第56回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会が開催されますことから、部会準備や大会参加に伴う本市社会教育委員の報償費等が臨時で必要となるため、増額となつているものでございます。

最後に、20ページの下段を御覧ください。

NO. 6、民俗芸能保存協会活動補助金につきましては、民俗芸能保存活動の推進に向けた事業に関し、支援するための経費でございます。

活動にかかる消耗品の物価高騰により増額となつてございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、これより第4号議案の質疑・討論に入りますが、こちらも所属ごとに行い、最後に全体の質疑・討論を行つてまいります。

○教育長（袴田毅君）

では始めに、教育総務課の予算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

続きまして、学校教育課と学校給食センターの予算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

はい、亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

8ページの1番、学校給食運営経費になりますが、「学校給食業務の一部を委託して」とあります、この一部とはどのようなものなのか説明をいただきたいのと、9ページの4番、学務管理経費に「教職員勤怠管理システム導入」とありますが、具体的な内容を知りたいと思います。

これまで、タイムカードのようなものがあるということはお聞きしたのですが、これまでのものと何が違うのか説明をお願いしたいと思います。以上です。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（比留川晋一君）

学校給食業務に関しましては、保護者から給食費を徴収いたしまして、栄養士が栄養管理に基づく献立を作成し、その献立にのっとった食材を購入し、それを調理・配達、学校で配膳するという流れになっております。

これを学校給食業務と呼んでおりまして、その中の調理と配達に関して委託をしております。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（堺千津子君）

今回の勤怠管理システムの導入は教職員の勤務時間を正確に把握し、業務量を適切に管理することで、学校における働き方改革の推進を図るもので

現在、内製システムによる教職員の勤怠管理を行っていますが、システムの構造が非常に高度であり、問合せ対応や保守等にかかる作業は担当職員の技量に依存せざるを得ないほか、機能も勤務時間の報告に限定されているという状況にあります。

今回の勤怠管理に係るパッケージシステムの導入により、これまでの保守等に関する課題を解決し、長期的に安定した運用を可能とするほか、教育委員会や学校管理職が、教職員一人一人の勤務状況を適宜把握することができるようになり、多角的な分析が可能となります。

現在、出退勤打刻の電子化、勤務時間の自動集計、休暇等の申請管理を主な機能として搭載を予定しております。

教育委員会、学校管理職、教職員それぞれが勤務状況を随時確認し、共有することができるようになるほか、月ごとや、年度ごとの勤務状況を見る化することで、各教職員の正確な勤務実態を把握できるようになることが狙いとなっております。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

(質疑等の有無確認)

○教育長（袴田毅君）

続きまして教育指導課の予算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

はい、林委員。

○委員（林紀美子君）

12ページのNO. 6、部活動補助事業費のうちの、部活動指導顧問と協力者がいらっしゃると思いますが、その違いを教えていただきたいと思います。

それぞれの予算・単価や、部活動の内容によって派遣の方の費用は変わらるのか、詳細をお聞きしたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

まず始めに、部活動指導顧問と部活動指導協力者の違いでございますが、主に、部活動を顧問している教員の補助をするという点は同じでございますが、指導顧問については、教員の顧問が不在のときも指導をすることができ、引率をすることができるということが大きな違いになります。

また、指導顧問については1時間1,250円、指導協力者につきましては1回2時間程度で2,000円の謝金をお渡しております。競技等の違いはございません。以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

(質疑等の有無確認)

○教育長（袴田毅君）

続きまして、教育研究所の予算に関しまして、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

はい、亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

オンライン教材使用料について、教育支援教室事業費と小学校不登校支援事業費、中学校不登校支援事業費で3つ計上されていますが、どのようなカウントになるのかということ。

また、1ライセンスあたり8,000円かかると以前お話を聞きしたのですが、来年度は何人ぐらいの使用を見込んでいるのか教えていただきたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

使用料について、ルピナスで24万円、小学校で40万円、中学校で80万円、合計すると144万円の予算となっております。

人数については、今年度と同様、ルピナス、小学校、中学校全て合わせまして、180ライセンスを用意する予定でございます。以上です。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

180人ということでおよそどうでしょうか。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

正確に申し上げますと、共有ライセンスと個人ライセンスがありますので、180人ぴったりというわけではないのですが、おおよそ180人ぐらいの子どもたちが使えると捉えていただいて大丈夫だと思います。

○教育長（袴田毅君）

20ページのデキタスというのは教育支援教室ルピナスの分ですね。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

就学前日本語プレスクールについて、小学校の入学前に3か月間日本語教育をするとお聞きしたのですが、今回、新規事業ということもあるので、どんなことをするのか再度ご説明をいただきたいと思います。また、場所は市役所とお聞きしていますが、場所の追加や他に何か進展などございましたら教えていただきたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

まず、事業の内容について御質問がございましたが、先ほどの御質問の中でも触れさせていただいたのですが、1月から3月まで週2回、合計すると24回、1日2時間程度行いたいと思っています。

内容につきましては、日本語指導もそうですが、やはり日本の文化ということで、小学校の1日のスケジュールや挨拶の仕方、もしどこか体に不具合があったときの伝え方。おなかが痛いとか、のどが痛いとか、そういう日常的なことも含めて指導するような形で検討をしてございます。

また、場所につきましては市役所の中、この6階で考えております。以上です。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

翻訳機があると思いますが、何か国語くらいの子どもたちのサポートができるのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

はい、基本的には全ての国籍に対応します。日本語指導になりますので、必ずしも母国語をスタッフが話せるとは限らないのですが、身振り手振りを交えながら日本語を教えていくということで、基本的にはどの国籍のお子さんも対象と考えております。以上です。

○教育長（袴田毅君）

他はいかがでしょうか。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

9番の小学校不登校支援事業と11番の中学校不登校支援事業、内容は同じですよね。この文面を見て、いつも理解に困るのは、この名称の扱いです。小学校の場合は、校内支援教室とありますが、中学校では校内教育支援センターとなっており、あたかも違うような印象を受けます。

同じような名称に統一したほうが理解しやすいと思いますが、なぜこのように名称が違っているのでしょうか。それが一つ。

また、去年の小学校の校内教育支援教室、160万円ほど使っていたと記憶していて、今回、同じように中学校で環境整備に係る費用を計上しておりますが、デキタスの使用料も含めて350万。5校で割ると約60万円ですよね。小学校は1校につき160万。この違いを説明していただけますと助かります。

こういう取組はぜひともバックアップしたいと思いますので、その2点について御説明いただけますか。

○教育長（袴田毅君）

教育研究所長。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

まず、校内教育支援教室と校内教育支援センター、これらの名称の違いについてお答えします。もともとは「教育支援教室ルピナス」の校内版ということで「校内教育支援教室」という名称で小学校も中学校も考えてございました。

ただ今年度から、県から中学校の校内教育支援教室に派遣されている支援員が「校内教育支援センター支援員」という名称でした。

なので、県の呼び方に合わせて、中学校は「校内教育支援センター」と名称をつけました。

校長先生などからも支援員の名前は「支援センター」なのに、部屋の名前が「校内教育支援教室」だと分かりにくいという声もあり、県の呼び方に統一をさせていただいたものです。

名称の違いについては、そういった理由からでございます。

金額については、田中職務代理の御指摘のとおり、小学校の環境整備では、消耗品・備品合わせて1校当たり約160万でした。

中学校では1校当たり約50万円を考えてございますが、その差は、まず小学校は昨年度全くゼロの状態から教室を立ち上げた学校が多くございましたので、金額を少し高く見積もっているという点。また、備品の中身についても、小学校はどちらかというと居心地のいい居場所を中心に考えてございましたので、ソファーや温かみのある机など、そういったものを中心に備品を整えたのに対して、中学校のほうでは、御要望として居場所というよりは学習がしやすい環境づくりというところがございましたので、仕切りをつくるようなパーテーションや机などを中心に考えており、そういった点での金額の差となってございます。以上です。

○教育長（袴田毅君）

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ちょっと理解が難しいのですが、県から派遣される支援員の名称に基づいた名称と。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

はい。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

今、小学校は派遣されていないですか。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

市から派遣をしています。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

今は市から派遣されていても、今後、国や県から派遣されるようになったら、統一して校内教育支援センターという名称に変更していくのでしょうか。何か違う構想があるのかなと誤解したのですが、単純に相談員の名称合わせたということですね。非常にわかりにくかったです。

そういう統一性、整合性も今後ぜひ考えていったほうがよろしいかと思います。以上です。

○教育長（袴田毅君）

綾瀬市にはその校内教育支援センター支援員は増員されないんですか。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

正式な通知等はまだ来てないのですが、今聞いている範囲では5名。「学校生活支援員」とい

う名称に変わるような形で聞いておりますので、今、御説明させていただいた校内教育支援センターとは変わってくるようなところではございます。以上です。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

県からの派遣の名称に基づいて、それが変われば、教室の名称も変わると。

○教育研究所長（渡邊倫康君）

そのほうがわかりやすいかなとは思います。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

逆ですよ。わかりにくいです。検討してください。

○教育長（袴田毅君）

中学校と小学校だと中身はちょっと違うんですけどね。

小学校は不登校の子、中学校は勉強が厳しい子たちも行って勉強したりするんですね。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

小学校はそういう理由で支援教室、中学校は勉強する場所というセンター的な役割を果たすから、というように理論づけて説明していただくと非常にわかりやすいですね。

○教育長（袴田毅君）

教育部長。

○教育部長（長谷川裕司君）

小学校、中学校どちらにおきましても、事業では全小・中学校に校内教育支援教室を設置するということになっていますので、ここでは、名称と呼び名ということでセンターというような使い方をしております。設置そのものは、あくまで校内教育支援教室でございます。

○教育長（袴田毅君）

そういうことで。

はい、他はいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

それでは、続きまして生涯学習課の予算に関しまして、質疑等がございましたらお願いいいたします。

はい、林委員。

○委員（林紀美子君）

確認になりますが、家庭教育推進事業費の予算が減ったのは、先ほどの説明だとセカンドブック事業を廃止したためということでよろしいのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中島義治君）

はい、お見込みのとおりです。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

生涯学習課の予算に関しまして、他に質疑等はございますか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

それでは最後に、この予算全体について質疑等がございましたらお願ひいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

全体の資料の中で、社会教育費というのが生涯学習課の予算となりますが、他の市町村では教育委員会の中に社会教育課がある。

綾瀬市では、生涯学習課に社会教育費の項目があるのですが、いつから変わったのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

社会教育課から生涯学習課に名称変更したのが平成8年11月1日の機構改革の時、生涯学習課が教育委員会から市長部局に移管されたのが令和3年4月1日となっております。

○委員（齊藤隆訓君）

はい、ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

他はいかがでしょうか。全体を通して。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

それでは、質疑・討論なしと認めます。

これより、第4号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成する委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第6 第6号議案 臨時代理の承認について（動産の取得について）」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。教育部長、お願ひいたします。

○教育部長（長谷川裕司君）

それでは、「第6号議案 臨時代理の承認について」、御説明いたします。

秘密会議案書の15ページを御覧ください。

これは、綾瀬市議会3月定例会に上程する、教育委員会にかかる動産の取得に関する議案について、綾瀬市長より教育委員会へ意見を求められましたが、緊急を要したため、教育長が事務を代理し、処理をいたしましたので、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回、綾瀬市長より意見聴取のありました議案は、中段にございますとおり、公共施設LED照明設備の動産の取得にかかる議案となります。

当該物件は、令和9年末から、蛍光灯の製造及び輸出入が廃止されることに伴い、学校施設を含めた市公共施設の照明設備をLED照明に更新するものでございます。

市議会の議案書につきましては17ページ、取得する動産の概要につきましては18ページ・19ページに記載のとおりでございます。

契約の方法につきましては、当該事業は施設規模に関わらず、45施設を2か年で一括導入することから、調査・設計、施工、維持管理において、優れた最適な者を選定すべきであると考え、プロポーザル方式を選択してございます。

市ホームページ上の公開、建設新聞やかながわ電子入札共同システムへの掲載をしたところ、1者から応募があり、評価基準に基づき「事業実績」「事業実施方針」「スケジュールの妥当性」「提案の独自性・優位性」「事業効果」「使用機器の妥当性」「市内事業者の活用」「周辺環境やリサイクルへの配慮」「維持管理・保守の実施体制」「緊急時における対応」「提案額」から総合評価を行い、合計評価点数の60%以上を満たすと認められたことから、大和リース株式会社 横浜支社を契約候補者として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約しております。

次に、21ページを御覧ください。

仮契約後の令和7年1月29日付けで、綾瀬市長より意見聴取がございましたが、市議会3月定例会に上程する議案であり、緊急を要しましたことから、教育長の臨時代理により、秘密会議案書の16ページに記載のとおり、2月5日付けで、原案のとおり同意する旨、市長へ回答しております。

以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第6号議案に関して、質疑・討論がございましたらお願ひいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

契約金額は7億円になりますが、これは10年契約のリース物件という理解でよろしいのでしょうか。

また、月々の支払いはいくらぐらいになるのか教えていただけますと助かります。

○教育長（袴田毅君）

教育総務課長。

○教育総務課長（大矢博之君）

こちらにつきましては、10年間のリースとなり、月あたり590万円の支払いをするものになります。

○教育長（袴田毅君）

よろしいでしょうか。

他はいかがでしょうか。

（質疑等の有無確認）

○教育長（袴田毅君）

それでは、質疑・討論なしと認めます。

これより第6号議案を採決いたします。

本件を報告のとおり承認することについて、賛成する委員の挙手を求めます。

（委員の挙手確認）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって本件は報告のとおり承認されました。

ここで暫時休憩といたします。

(関係者以外の退席)

非公開の審議

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議2月定例会を閉会いたします。

午後3時29分 閉会